

光ディスクによる給与支払報告書の
提出について

令和7年度（令和6年分）以降版

大田区役所 課税課

〒144-8621

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03-5744-1193

F A X 03-5744-1515

目 次

1	光ディスクにより給与支払報告書を提出する際の手続きについて	2
(1)	提出等スケジュール	2
2	給与支払報告書の光ディスクについて	3
(1)	光ディスクによる給与支払報告書の提出対象者	3
(2)	提出期限	3
(3)	提出方法	3
(4)	書面での給与支払報告書の提出が必要なもの	3
(5)	給報ディスクの管理方法	3
(6)	費用負担	3
3	光ディスクの作成仕様等	4
(1)	光ディスクの規格	4
(2)	ファイルの仕様	4
(3)	レコード内容及び作成要領	5
4	特別徴収税額の決定通知書について	5
(1)	特別徴収税額の決定通知書について	5
(2)	特別徴収税額通知データ（副本）送付の廃止について	5

1 光ディスクにより給与支払報告書を提出する際の手続きについて

毎年1月末日までに提出していただくこととなっております給与支払報告書を光ディスク（CD、DVD）により提出することができます。

（1） 提出等スケジュール

提出から特別徴収税額の通知書送付までの流れは次のとおりです。

1月末日まで

- ① 光ディスクによる給与支払報告書の作成及び提出 <貴社>

5月中旬頃

- ② 書面による特別徴収税額通知書の送付 <大田区>

2 給与支払報告書の光ディスクについて

(1) 光ディスクによる給与支払報告書の提出対象者

前年中に給与の支払いを受けたもののうち、翌年1月1日現在大田区に住所を有している者です。書面による「給与支払報告書（総括表）」も併せて提出してください。

(2) 提出期限

給与支払報告書光ディスク（以下「給報ディスク」という。）の提出期限は、書面による給与支払報告書と同様に1月31日（土日にあたる場合は翌営業日）です。

(3) 提出方法

大田区役所課税課にご持参いただくか郵送のいずれかの方法で行ってください。郵送にあたっては破損等がないよう十分に注意してください。

(4) 書面での給与支払報告書の提出が必要なもの

給与支払報告書を光ディスクで提出する場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要です。

ただし、次に掲げる者については、書面による給与支払報告書（個人別明細書）を作成のうえ、その旨の理由を記した書類とともに大田区へ提出してください。なお、給与支払報告書（総括表）も併せて提出してください。

- ① 提出済みの給報ディスクの内容に訂正、取消、追加が生じたために修正等を要する者
- ② 提出済みの給報ディスクに含まれるもので再年末調整を行った者
- ③ 提出済みの給報ディスクに新規に追加する者

(5) 給報ディスクの管理方法

給報ディスクは、大田区課税課で受領した以降から、大田区の管理となります。

(6) 費用負担

光ディスクの購入費用、調整及び提出に係る費用は、提出する義務者の負担となります。

(3) レコード内容及び作成要領

別紙「レコード内容及び作成要領」のとおり

4 特別徴収税額の決定通知書について

(1) 特別徴収税額の決定通知書について

特別徴収税額の決定通知書は、書面により通知します。

(2) 特別徴収税額通知データ（副本）送付の廃止について

令和3年度税制改正により、令和6年度から特別徴収税額通知データ（副本）の送付は廃止となりました。光ディスクにより給与支払報告書を提出いただいた場合には、特別徴収税額通知は書面のみの送付となり、電子データの送付はできません。

<問い合わせ先>

大田区役所 課税課

〒144-8621

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03-5744-1193

F A X 03-5744-1515